

①都道府県	②市町村	0 就学援助制度問い合わせ先(広報用)				1 就学援助制度の実施について																					
		①部署名	②電話番号	③e-mail	④ウェブサイト	⑤その他(SNSなど)	1. 就学援助制度の周知方法										2. 就学援助制度の申請書の配布方法										
							(1) 貴市区町村における就学援助制度の周知方法										(1) 貴市区町村における就学援助制度の申請書の配布方法										
						ア. 教育委員会のウェブサイトにて掲載	イ. 自治体の広報誌等に掲載	ウ. 就学案内の書類に記載	エ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	カ. 各学校に対して制度を周知	キ. 教職向け説明会を実施	ク. 保護者向け説明会を実施	ケ. その他(内容を1.(2)に記入)	(2)(1)でケに○をした場合、その内容												
						(2)(1)でケに○をした場合、その内容										(2)(1)でケに○をした場合、その内容											
該当団体	179	179	179	170	106	4	89	69	42	139	164	114	2	4	20	20	71	31	96	7	1	1	17	17			
北海道	札幌市	札幌市教育委員会学校教育推進課学務係	011-211-3851	kyoiku-suishin@city.sapporo.jp	http://www.city.sapporo.jp/kyoiku/top/information/syugaku_enjo.html		○		○	○	○						○										
北海道	函館市	函館市教育委員会学校教育係	0138-21-3547	hokenkyushoku@city.hakodate.hokkaido.jp			○		○	○	○																
北海道	小樽市	小樽市教育委員会学校教育支援室教育推進グループ	0134-32-4111 内線526	gakko-kyoiku@city.otaru.lg.jp	https://www.city.otaru.lg.jp/simin/kyoiku/gakko_kyoiku/shugaku_enjo/		○		○	○	○																
北海道	旭川市	学校教育課学務課	0166-25-9117	gakumu@city.asahikawa.lg.jp	http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/		○	○	○	○	○													○	各小学校で全児童生徒もしくは保護者に申請書を配布時、制度案内も合わせて配付している。		
北海道	室蘭市	室蘭市教育委員会学校教育課	0143-22-5055	gakko-kyoiku@city.muroran.lg.jp	http://www.city.muroran.lg.jp/main/org9200/enzyo.html		○		○	○	○						○		○								
北海道	釧路市	釧路市教育委員会 学校教育課 学校教育担当	0154-23-5186	ga-gakkoukyoiku@city.kushiro.lg.jp	http://www.city.kushiro.lg.jp/kyoiku/kyoiku/enjo/0001.html		○		○	○	○						○										
北海道	帯広市	帯広市教育委員会 学校教育課	0155-65-4203	school_educate@city.obihiro.hokkaido.jp	http://www.city.obihiro.hokkaido.jp/gaxtukoukyoikubu/gakkoukyoikuka/a310301shugakuenjo.html		○		○	○	○						○							○	・準要保護認定者に対しては、毎年2月末頃次年度の申請書を郵送。 ・教育委員会でのみ受付を行っているため、新規申込者は教育委員会に来庁してもらい、その場で申請書を記入している。 ・ホームページからも申請書をダウンロードできる		
北海道	北見市	北見市教育委員会学校教育課	0157-33-1748	gakukyoiku@city.kitami.lg.jp	http://www.city.kitami.lg.jp/docs/3405/		○		○	○	○																
北海道	夕張市	夕張市教育委員会	0123-52-3166	ybrkso@city.yubari.lg.jp	https://www.city.yubari.lg.jp			○		○	○																
北海道	岩見沢市	教育部学校教育課学校教育係	0126-35-5125	gakkyo@i-hamanasu.jp	http://www.city.iwamizawa.hokkaido.jp/index.php/menu-list-citizen		○	○		○	○						○										
北海道	網走市	網走市教育委員会学校教育課学務係	0152-44-6111	ZUSR-KI-GAKKO-GAKUMU@city.abashiri.hokkaido.jp	http://www.city.abashiri.hokkaido.jp/		○		○	○	○																
北海道	留萌市	教育委員会学校教育課学務係	0164-42-3006	gakkoukyoiku@e-rumoi.jp	http://e-rumoi.jp/gakkoukyoiku/shuugakuennjo.html		○		○	○	○						○										
北海道	苫小牧市	苫小牧市教育委員会学校教育課学務係	0144-32-6742	gakko-kyoiku@city.tomakomai.hokkaido.jp	http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/		○	○		○	○						○										
北海道	稚内市	教育委員会学校教育課学校教育グループ	0162-23-6519	gakko@city.wakkanai.lg.jp	http://www.city.wakkanai.hokkaido.jp/kyoiku/gakkoshugakuhien/syugakutetsudukiisien/syugakuenzyo.html		○		○	○	○																
北海道	美唄市	美唄市教育委員会学務課学校教育係	0126-62-3146	gakumu@city.bibai.lg.jp	https://www.facebook.com/pages/%E7%B8%82%44%41%29%98%66/	http://www.city.bibai.hokkaido.jp/jyumin/docs/2015070900066/	○	○		○	○						○								○	就学時健康診断時に保護者へ制度を説明 教育委員会で全児童生徒もしくは保護者にお知らせ文書を配布	
北海道	芦別市	芦別市教育委員会 学務課学校教育係	0124-22-2111	gakumu@city.ashibetsu.lg.jp	http://www.city.ashibetsu.hokkaido.jp/educ_gakumu/gakumu/gakkou.html				○	○	○															○	新入学指定通知送付時に同封している。
北海道	江別市	学校教育課学校教育係	011-381-1058	gakkoukyoikuka@city.ebetsu.lg.jp				○	○	○	○																
北海道	赤平市	学校教育課 学校教育係	0125-32-1822	gakko@city.akabira.hokkaido.jp			○	○		○	○																
北海道	紋別市	紋別市教育委員会学務課学務係	0158-24-2111	gakumu@city.mombetsu.lg.jp					○	○	○																
北海道	士別市	教育委員会学校教育課	0165-23-3121	gakkoh@city.shibetsu.lg.jp	http://www.city.shibetsu.lg.jp		○		○	○	○																
北海道	名寄市	教育部 学校教育課 学校教育係	01654-3-2111	nayoro@city.nayoro.lg.jp	http://www.city.nayoro.lg.jp		○	○		○	○																
北海道	三笠市	教育委員会学校教育課学校教育係	01267-2-2197	gakkoukyoiku@city.mikasa.hokkaido.jp	http://www.city.mikasa.hokkaido.jp/education/detail/00001169.html		○	○		○	○						○										
北海道	根室市	根室市教育委員会教育総務課学校教育担当	0153-23-6111(内線2414)	kyo-soumu@city.nemuro.hokkaido.jp				○	○	○	○						○	○									
北海道	千歳市	千歳市教育委員会教育部学校教育課学校教育係	0123-24-0839	gakkoukyoiku@city.chitose.lg.jp	https://www.city.chitose.lg.jp/95/95_169/95_169_906/		○	○	○	○	○																
北海道	滝川市	教育部 学校運営課 学校運営係	0125-28-8043	gakukyo@city.takikawa.hokkaido.jp	http://www.city.takikawa.hokkaido.jp		○	○		○	○																
北海道	砂川市	教育委員会学務課学校教育係	0125-54-2121	gakko@city.sunagawa.lg.jp	http://www.city.sunagawa.hokkaido.jp/kosodate_kyoiku/gakkoukyoiku/index.html		○	○		○	○						○									○	小学校新一年生については、一日体験入学時に学校で就学援助制度の書類を配付

①都道府県	②市町村	0 就学援助制度問い合わせ先(広報用)				1 就学援助制度の実施について													2 就学援助制度の申請書の配布方法										
		①部署名	②電話番号	③e-mail	④ウェブサイト	⑤その他(SNSなど)	(1)貴市区町村における就学援助制度の周知方法													(1)貴市区町村における就学援助制度の申請書の配布方法									
							ア.教育委員会のウェブサイトにて掲載	イ.自治体の広報誌等に掲載	ウ.就学案内の書類に記載	エ.入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ.毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	カ.各学校に対して制度を周知	キ.教職向け説明会を実施	ク.保護者向け説明会を実施	ケ.その他(内容を1.(2)に記入)	(2)(1)でケに○をした場合、その内容													
該当団体	179	179	179	170	106	4	89	69	42	139	164	114	2	4	20	20	71	31	96	7	1	1	17	17					
北海道	深川市	深川市教育委員会学務課	0164-26-2332	gakumu@city.fukagawa.lg.jp	https://www.city.fukagawa.lg.jp/cms/section/gakumu/ik75k400000k4qh.html		○	○	○	○	○						○	○											
北海道	歌志内市	教育委員会事務局学校教育グループ	0125-42-4223	kyoiku.gakko@city.utashina.lg.jp	http://www.city.utashina.hokkaido.jp/			○		○	○								○					小学1年生については、市教委より申請書を配布している。					
北海道	富良野市	教育委員会学校教育課	0167-39-2320	gakumu@city.furano.hokkaido.jp	http://www.city.furano.hokkaido.jp/soshiki/gakkoukyoiku/		○			○	○												○	・制度案内は全児童生徒へ配布。 ・申請書は各学校により異なり、全児童生徒に配布している学校、希望者に対して配布している学校がある。					
北海道	登別市	教育委員会学校教育グループ	0143-88-1162	school@city.noboribetsu.lg.jp	http://www.noboribetsu.ed.jp/~inkai/		○	○		○	○						○												
北海道	恵庭市	教育部 学校教育課	0123-33-3131(内線1622)	gakkoukyoiku@city.eniwa.hokkaido.jp	http://www.city.eniwa.hokkaido.jp/www/contents/1370327639520/index.html		○	○	○	○	○								○					必要に応じ、学校または教育委員会で随時配布。					
北海道	伊達市	教育部学校教育課学校教育係	0142-23-3331	kyoiku@city.date.hokkaido.jp	http://www.city.date.hokkaido.jp/	https://www.facebook.com/hokkaido.date.city/	○	○		○	○								○										
北海道	北広島市	教育委員会教育部学校教育課	011-372-3311	eduschool@city.kitahiroshima.lg.jp	http://www.city.kitahiroshima.hokkaido.jp/kyoiku/		○	○	○	○	○					○	事務職員向け説明会を実施		○					○	出張所等で希望する保護者に申請書を配布				
北海道	石狩市	石狩市教育委員会生涯学習部学校教育課学校教育担当	0133-72-3171	gakkou.k@city.ishikari.hokkaido.jp	http://www.city.ishikari.hokkaido.jp/soshiki/gakkou.k/		○	○			○						○		○										
北海道	北斗市	北斗市教育委員会学校教育課	0138-74-2000	gakko@city.hokuto.hokkaido.jp					○										○										
北海道	当別町	教育委員会管理課学校教育係	0133-23-2689	kyokan2@town.tobetsu.lg.jp	http://www.town.tobetsu.hokkaido.jp/site/kyoiku-top/7222.html		○			○	○								○										
北海道	新篠津村	新篠津村教育委員会 学校教育係	0126-57-2111	gakko1@vill.shinshinotsu.hokkaido.jp	http://www.vill.shinshinotsu.hokkaido.jp/hotnews/detail/00000318.html		○		○		○								○										
北海道	松前町	学校教育課	0139-42-3060	kyoiku2@town.matsumae.hokkaido.jp						○	○									○									
北海道	福島町	教育委員会 学校教育係	0139-47-3675	gakkou-g@town.hokkaido-fukushima.lg.jp				○	○	○	○									○									
北海道	知内町	教育委員会学校教育課	01392-5-6855	gakkou@town.shiruichi.lg.jp				○		○	○								○										
北海道	木古内町	生涯学習課学校教育グループ	01392-2-2224	info@town.kikonai.hokkaido.jp	http://www.kikonai.hokkaido.jp						○									○									
北海道	七飯町	七飯町教育委員会学校教育課学校教育係	0138-66-2067																	○									
北海道	鹿部町	生涯学習課	01372-7-3124	kyoiku@town.shikabe.lg.jp							○	○								○									
北海道	森町	森町教育委員会学校教育課	01374-3-3640	lgwan-edu-gakko@town.hokkaido-mori.lg.jp	http://www.town.hokkaido-mori.lg.jp/docs/2014091000670/		○	○	○	○	○								○										
北海道	八雲町	八雲町教育委員会学校教育課総務係	01373-63-3131	gakkyo@town.yakumo.lg.jp	http://www.town.yakumo.lg.jp/		○			○	○									○									
北海道	長万部町	教育委員会事務局	01377-2-2748	kyoi1@town.oshamambe.lg.jp						○	○									○									
北海道	江差町	江差町教育委員会 学校教育課学校教育係	0139-52-1059	e-gakkyou@town.hiyama-esashi.lg.jp	http://www.hokkaido-esashi.jp/education/top.htm		○		○	○	○								○										
北海道	上ノ国町	上ノ国町教育委員会学校教育グループ	0139-55-2230	naoko.mikuni@town.kaminokuni.lg.jp						○	○									○									
北海道	厚沢部町	厚沢部町教育委員会事務局学校教育係	0139-64-3318	kyoui-gakkou@town.assabu.lg.jp						○	○									○									
北海道	乙部町	乙部町教育委員会 総務学校教育係	0139-62-2253	kanri@town.otobe.lg.jp	http://www.town.otobe.lg.jp/section/kyoui/e0taa00000007t0.html#4		○			○	○									○									
北海道	奥尻町	奥尻町教育委員会事務局	01397-2-3890	ida-k@town.okushiri.lg.jp							○									○									
北海道	今金町	今金町教育委員会事務局	0137-82-3488	imk-kyoiku@town.imakane.lg.jp	http://www.town.imakane.lg.jp/index.php		○		○	○	○									○									
北海道	せたな町	せたな町教育委員会事務局学校教育係	0137-84-5111		http://www.town.setana.lg.jp/					○	○									○									
北海道	島牧村	島牧村教育委員会	0136-75-6273	gakkou@vill.shimamaki.lg.jp							○												○	就学児保護者については郵送で申請書を配布					
北海道	寿都町	総務管理係	0136-62-2100	kyoiku@town.suttu.lg.jp	http://www.town.suttu.lg.jp/					○	○									○									
北海道	黒松内町	黒松内町教育委員会 総務・生涯学習グループ	0136-72-3160	gakkou@town.kuromatsunai.lg.jp				○	○	○	○									○	○								
北海道	雨越町	学務課学校教育係	0136-57-5111	azuma_masamichi@town.rankoshi.lg.jp						○	○									○									
北海道	二七町	二七町教育委員会学校教育課学校教育係	0136-44-2101	kyoiku@town.niseko.lg.jp	http://www.town.niseko.lg.jp/kurashi/kyoikuiin/gakkokyoiku.html		○			○	○									○									

①都道府県	②市町村	0 就学援助制度問い合わせ先(広報用)				1 就学援助制度の実施について													2 就学援助制度の申請書の配布方法									
		①部署名	②電話番号	③e-mail	④ウェブサイト	⑤その他(SNSなど)	(1)貴市区町村における就学援助制度の周知方法										(1)貴市区町村における就学援助制度の申請書の配布方法											
							ア.教育委員会のウェブサイトにて掲載	イ.自治体の広報誌等に記載	ウ.就学案内の書類に記載	エ.入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ.毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	カ.各学校に対して制度を周知	キ.教職向け説明会を実施	ク.保護者向け説明会を実施	ケ.その他(内容を1.(2)に記入)	(2)(1)でケに○をした場合、その内容												
該当団体	179	179	179	170	106	4	89	69	42	139	164	114	2	4	20	20	71	31	96	7	1	1	17	17				
北海道	真狩村	教育委員会学校教育係	0136-45-3336	kyouiku@vill.makkari.lg.jp							○						○											
北海道	留寿都村	留寿都村教育委員会 学校教育係	0136-46-3321	s-kyoui@vill.rusutsu.lg.jp	http://www.vill.rusutsu.lg.jp/		○	○		○	○								○									
北海道	喜茂別町	喜茂別町教育委員会学校教育係	0136-33-2203	kyouiku@town.kimobetsu.lg.jp						○		○									○	○						
北海道	京福町	学務課 総務学校教育係	0136-42-2700	gakumu@town.kyogoku.lg.jp				○	○	○	○						○											
北海道	倶知安町	学校教育課学校教育係	0136-56-8018	gakkou-soumu@town.kutchan.lg.jp	http://www.town.kutchan.hokkaido.jp/					○	○								○				○	前年度認定者については、教育委員会より別途配布する。				
北海道	共和町	教育委員会管理課学校教育係	0135-73-2011	kyouiku@town.hokkaido-kyowa.lg.jp	http://www.town.kyowa.hokkaido.jp/					○	○						○											
北海道	岩内町	教育委員会教育課	0135-67-7099	kyoiku@town.wanai.lg.jp	http://www.town.wanai.hokkaido.jp/		○		○	○	○						○											
北海道	泊村	泊村教育委員会	0135-75-2311	kyoiku@vill.hokkaido-tomari.lg.jp	http://www.vill.tomari.hokkaido.jp/						○	○					○											
北海道	神恵内村	教育委員会総務係	0135-76-5011	kyouiku-2@vill.kamoenai.hokkaido.jp				○		○	○								○									
北海道	積丹町	積丹町教育委員会 学校教育課	0135-44-2115	kyouiku@town.shakotan.lg.jp	http://town-shakotan.com/						○	○							○									
北海道	古平町	教育委員会 管理係	0135-42-2590	kyouiku@town.furubira.lg.jp					○	○	○								○									
北海道	仁木町	教育委員会総務学校教育係	0135-32-3621	kyouiku02-niki@town.niki.hokkaido.jp	http://www.town.niki.hokkaido.jp/						○	○							○									
北海道	余市町	余市町教育委員会	0135-21-2138	kyouiku.m@town.yoichi.hokkaido.jp			○			○	○						○											
北海道	赤井川村	教育委員会 学校教育係	0135-34-6211	kyouiku5@vill.akaigawa.lg.jp							○								○					小学校入学前に保育所を通して周知				
北海道	南幌町	生涯学習課 学校教育グループ	011-378-6620	g-gakkou@town.nanporo.lg.jp			○	○		○	○								○									
北海道	奈井江町	教育委員会教育支援係	0125-65-5381	kyouikushien@town.naie.lg.jp	http://www.town.naie.hokkaido.jp/bunka/kyoiku/josei/		○	○		○	○							○										
北海道	上砂川町	上砂川町教育委員会 学務係	0125-62-2881	kamisuna-kyouiku@town.kamisunagawa.lg.jp							○								○					前年度認定者に郵送で関係書類を送付。				
北海道	由仁町	教育課 総務・学校教育担当	0123-83-3904	kyoikuka@town.yuni.lg.jp				○	○		○	○							○									
北海道	長沼町	教育委員会学校教育課学務係	0123-88-2111	kyouiku@ad.maoi-net.jp	http://www.maoi-net.jp		○			○	○								○									
北海道	栗山町	栗山町教育委員会学校教育グループ	0123-72-1117	gakkoikyoku@town.kuriyama.lg.jp	http://www.town.kuriyama.hokkaido.jp		○	○		○	○								○									
北海道	月形町	月形町教育委員会学務係	0126-53-2376	gakumu@town.tsukigata.hokkaido.jp			○	○		○	○								○									
北海道	浦臼町	教育委員会事務局 学務係	0125-68-2166	gakumu@town.urau.su.lg.jp	http://www.town.urau.su.hokkaido.jp/		○		○										○									
北海道	新十津川町	新十津川町教育委員会学校教育グループ	0125-76-4233	kyoikuinkai@town.shintotsukawa.lg.jp	http://www.town.shintotsukawa.lg.jp						○	○							○									
北海道	妹背牛町	妹背牛町教育委員会 教育課学校教育グループ	0184-32-2525	kyoikuinkai@town.moseushi.lg.jp				○		○	○								○									
北海道	秩父別町	教育委員会教育グループ	0184-33-2555		http://town.chippubetsu.hokkaido.jp/		○			○	○								○									
北海道	雨竜町	雨竜町教育委員会	0125-77-2322	kyouiku@town.uryu.hokkaido.jp	http://www.town.uryu.hokkaido.jp/				○	○	○								○									
北海道	北竜町	総務学校教育係	0164-34-2553	hokuryu.kyouiku@soeil.ocn.ne.jp	info@town.hokuryu.hokkaido.jp					○	○												○	教育委員会が希望者に対して配付				
北海道	沼田町	沼田町教育委員会	0164-35-2132	kyouiku@town.numata.lg.jp							○									○								
北海道	鷹栖町	教育課総務学校教育係	0166-87-2028	kyouiku1@town.takasu.lg.jp	https://www.town.takasu.hokkaido.jp						○	○							○									
北海道	東神楽町	東神楽町教育委員会教育推進課	0166-83-5406	kenta.miyahara@town.higashikagura.lg.jp							○	○							○					申請書についても、希望者のみではなく制度周知案内とともに、全児童・生徒へ配布。				
北海道	当麻町	教育委員会教育課学校教育係	0066-84-2111(代表)								○	○							○									
北海道	比布町	比布町教育委員会 生涯学習課	0166-85-2262	y-saito@town.pippu.lg.jp	http://www.town.pippu.hokkaido.jp		○	○	○	○	○								○									
北海道	愛別町	教育委員会 総務・学校教育係	01658-6-5111	kyoikuinkai@town.aibetsu.hokkaido.jp	http://www.town.aibetsu.hokkaido.jp/				○	○	○								○									
北海道	上川町	上川町教育委員会学校教育グループ	01658-2-2371	gakkou@town.hokkaido-kamikawa.lg.jp	http://www.town.hokkaido-kamikawa.lg.jp/						○	○							○									
北海道	東川町	学校教育課	0166-82-2111	kyouiku@town.higashikawa.lg.jp	http://town.higashikawa.hokkaido.jp/						○	○							○									
北海道	美瑛町	美瑛町教育委員会管理課	0166-92-4342	kyouiku.kanri@town.biei.lg.jp	https://town.biei.hokkaido.jp/						○	○							○									

①都道府県	②市町村	0 就学援助制度問い合わせ先(広報用)					1 就学援助制度の実施について																					
		①部署名	②電話番号	③e-mail	④ウェブサイト	⑤その他(SNSなど)	1. 就学援助制度の周知方法										2. 就学援助制度の申請書の配布方法											
							(1) 貴市区町村における就学援助制度の周知方法										(1) 貴市区町村における就学援助制度の申請書の配布方法											
						ア. 教育委員会のウェブサイトにて掲載	イ. 自治体の広報誌等に記載	ウ. 就学案内の書類に記載	エ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	カ. 各学校に対して制度を周知	キ. 教職向け説明会を実施	ク. 保護者向け説明会を実施	ケ. その他(内容を1.(2)に記入)	(2)(1)でケに○をした場合、その内容							(2)(1)でキに○をした場合、その内容						
						ア. 各学校で制度案内を配付後、希望者から申請書を配布	イ. 各学校で制度案内を配付後、希望者に教育委員会から申請書を配布	ウ. 各学校で全児童生徒もしくは保護者に申請書を配付	エ. 教育委員会で児童生徒もしくは保護者に申請書を配付	オ. 制度案内等を行わず、各学校で申請書を配付	カ. 制度案内等を行わず、教育委員会で希望者に対して申請書を配付	キ. その他(内容を2.(2)に記入してください。)	(2)(1)でキに○をした場合、その内容															
該当団体	179	179	179	170	106	4	89	69	42	139	164	114	2	4	20	20	71	31	96	7	1	1	17	17				
北海道	上富良野町	教育振興課学校教育班	0167-45-6699	ga-tyo@town.kamifurano.lg.jp	http://www.town.kamifurano.hokkaido.jp/index.php?id=704		○			○	○								○									
北海道	中富良野町	教育課	0167-44-2204	kyouiku-soumu@town.nakafurano.lg.jp	http://www.town.nakafurano.lg.jp/		○		○	○	○							○	○									
北海道	南富良野町	南富良野町教育委員会学校教育係	0167-52-2145	kyoigakkyo@town.minamifurano.hokkaido.jp				○	○	○									○									
北海道	占冠村	占冠村教育委員会学校教育担当	0167-56-2182	mari.matsunaga@vill.shimukappu.lg.jp	http://cms.vill.shimukappu.lg.jp/50002/WebRelease2/preview/1498522026013.pb10fa000000020/nmudtq000000464j/nmudtq000000373k/nmudtq000002v3ek		○			○	○	○						○										
北海道	和寒町	教育委員会 庶務学校教育係	0165-32-2477	kyoui@town.wassamu.hokkaido.jp			○	○		○	○							○	○									
北海道	剣淵町	教育課学校教育グループ	0165-34-2121	gakkyou@town.kembuchi.lg.jp	http://www.town.kembuchi.hokkaido.jp/		○			○	○									○								
北海道	下川町	下川町教育委員会教育課総務グループ	01655-4-2511	g-kyouiku@town.shimokawa.hokkaido.jp																○								
北海道	美深町	美深町教育委員会教育グループ学校教育係	01656-2-1744	g-kyouiku@town.bifuka.hokkaido.jp	http://www.town.bifuka.hokkaido.jp/			○											○									
北海道	音威子府村	音威子府村教育委員会学校教育係	01656-5-3356	kyouiku@vill.otoineppu.hokkaido.jp						○	○									○								
北海道	中川町	中川町教育委員会	01656-7-2877	nakagawa2877@comet.ocn.ne.jp						○	○	○	○							○								
北海道	幌加内町	学務課学校教育係	0165-35-2177	horoi@mb.infosnow.ne.jp						○	○	○							○									
北海道	増毛町	教育委員会 総務学校課 学校教育係	0164-53-2427	kyouiku@town.mashike.lg.jp															○									
北海道	小平町	管理課 学校教育係	0164-56-2111	info@town.obira.lg.jp	http://www.town.obira.hokkaido.jp/		○		○	○	○	○								○								
北海道	吉前町	吉前町教育委員会管理課	0164-64-2384	kanri@town.tomamae.lg.jp	http://www.town.tomamae.lg.jp		○			○	○								○									
北海道	羽幌町	学校管理課学校教育係	0164-68-7010	gakkou@town.haboro.lg.jp	http://www.town.haboro.jp		○			○	○	○							○									
北海道	初山別村	教育委員会 学校教育係	0164-67-2136	kyoui.gakkyou@vill.shosanbetsu.lg.jp							○	○	○						○	○								
北海道	遠別町	教育委員会事務局 学校教育係	01632-7-2353	k.soumu@town.embetsu.lg.jp	http://www.town.embetsu.hokkaido.jp/																		○	教育委員会から各学校を通じて保護者へ申請書を配付。				
北海道	天塩町	天塩町教育委員会 学校教育係	01632-2-1026	kyouiku@teshiotown.com	http://www.teshiotown.hokkaido.jp/		○		○	○	○	○							○									
北海道	猿払村	学校教育係	01635-2-3011	postmaster@vill.sarufutsu.hokkaido.jp				○		○	○	○							○									
北海道	浜頓別町	浜頓別町教育委員会 総務学校係	01634-2-2525	gakkou@town.hamatonbetsu.lg.jp							○	○							○	○								
北海道	中頓別町	中頓別町教育委員会	01634-6-1111	n-kyo45@town.nakatombetsu.lg.jp								○	○						○	○								
北海道	枝幸町	教育委員会学校教育グループ	0163-62-1364		http://www.esashi.jp						○	○	○						○									
北海道	豊富町	総務学校係	0162-82-1355	kyouikuinnkai@town.toyotomi.hokkaido.jp						○	○								○									
北海道	礼文町	教育委員会 学校管理担当	0163-86-2119	gakkan@town.rebun.hokkaido.jp								○	○							○								
北海道	利尻町	管理係	0163-84-2445	kanri@town.rishiri.hokkaido.jp															○									
北海道	利尻富士町	利尻富士町教育委員会 企画管理係	0163-82-1370	kyoui-kikakukanri@town.rishirifuji.hokkaido.jp	http://www.town.rishirifuji.hokkaido.jp		○					○								○								
北海道	幌延町	教育委員会 総務学校グループ	01632-5-1117	sogaku@town.horonobe.lg.jp			○		○	○	○								○									
北海道	美幌町	美幌町教育委員会学校教育グループ学校教育担当	0152-73-1111(内線305)	kyouikut@town.bihoro.hokkaido.jp	http://www.town.bihoro.hokkaido.jp/docs/2016091300057/		○	○	○	○	○	○							○	○			○	入学準備金の早期支給にあたり、就学通知に案内文書と申請書を同封して小中学校入学予定者全員に配布				
北海道	津別町	生涯学習課学校教育グループ	0152-76-2151		http://www.town.tsubetsu.hokkaido.jp/index.html		○			○	○	○							○									
北海道	斜里町	斜里町教育委員会 生涯学習課学校教育係	0152-23-3131	shk.gakkou@town.shari.lg.jp	https://www.town.shari.hokkaido.jp/kyouikuinnkai/catetemp2-2/2011-0805-1334-63-syuugakuenniyo.html		○	○		○	○									○	○							
北海道	清里町	生涯学習課学校教育グループ	0152-25-2139	g-kyouiku@town.kiyosato.lg.jp	http://www.town.kiyosato.hokkaido.jp/		○	○	○		○	○							○					学校長教頭合同会議において事業説明および保護者周知等を依頼している。				
北海道	小清水町	生涯学習課学校教育係	0152-62-2310	k-gakukyomg@town.koshimizu.lg.jp	http://www.town.koshimizu.hokkaido.jp/		○	○	○		○	○								○								
北海道	訓子府町	訓子府町教育委員会 管理課	0157-47-2122	kanri@town.kunneppu.hokkaido.jp	http://www.town.kunneppu.hokkaido.jp/			○			○									○								
北海道	置戸町	置戸町教育委員会 学校教育課	0157-52-3316	gkyouiku@town.oketo.hokkaido.jp	http://www.town.oketo.hokkaido.jp		○	○			○									○								

		II 平成29年度準要保護認定基準																											
①都道府県	②市町村	(1)平成29年度における準要保護認定基準																(2)(1)でア又はチに○をした場合、係数(倍率)、基準根拠及び目安額		(3)(1)でツに○をした場合、市町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)及び目安額		(4)(1)でデに○をした場合、その他の基準の内容	(5)その他	就学援助率					
		ア.生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ.市区町村民税の非課税	ウ.市区町村民税の減免	エ.国民年金保険料の免除	オ.国民健康保険料の減免または徴収の猶予	カ.児童扶養手当の支給	キ.保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク.PTA会費、学費等の学校給付金の減免が行われている者	ケ.個人事業税の減免	コ.固定資産税の減免	サ.学校納付金の状況や、児童、被服等が悪い者、学用品、通学用品等に不自由している者	シ.経済的な理由による欠席日数が多い者	ス.保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ.生活福祉資金による貸付け	ソ.生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変動すると自動的に要件が変わるもの)	タ.生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)	チ.特別支援教育就学奨励費等の必要額測定に用いる保護基準額に一定の係数を掛けたもの	ツ.市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	テ.その他	係数(倍率)				課税所得等の分類	基準額の時期	目安額(年額)	係数(倍率)	目安額(年額)
該当団体	179	127	128	125	119	123	128	95	70	112	115	81	73	85	95	128	23	14	1	24	165	165	165	165	1	1	24	71	179
北海道	札幌市	○	○	○			○			○					○						1.1	その他	その他	369					20%未満
北海道	函館市	○	○	○	○	○	○			○	○				○						1.2	その他(総所得(税引き前))	前年度	405		被災、保護者離職等教育委員会が特に援助が必要と認めるもの		【課税所得等の分類】収入(給与、年金、事業、不動産、利子、配当、慰謝料、養育費等の他、退職金、生命保険金等一時収入)	35%未満
北海道	小樽市															○					1.3	その他(総所得(税引き前))	その他	414				平成25年4月1日付生活保護基準額	30%未満
北海道	旭川市	○	○	○																	1.28	その他	前年度	422		失業、離職、病気で働けない、事業を廃業した等の理由により収入が大幅に減少し、平成29年中の世帯の総収入額が本市で定める計算の方法で基準額以下となる場合(申請できる期間は7~11月)。		【課税所得等の分類】給与収入(支払金額)	30%未満
北海道	室蘭市															○					1.3	課税所得	前年度	355					25%未満
北海道	釧路市															○					1.2	総所得(税引き前)	その他	415				【基準額の時期】生活保護基準の見直しの影響が出ないよう、平成25年4月1日時点の生活保護基準を使用している。	35%未満
北海道	帯広市	○	○		○	○	○			○	○				○	○					1.3	その他	前年度	413				【課税所得等の分類】給与収入(税引き前)	30%未満
北海道	北見市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○					1.29	その他(総所得(税引き前))	その他	371				課税所得等の分類→給与収入額(営業所得・農業所得については、所得額を給与収入額に換算し判定している)基準額の時期→平成24年12月末日時点の生活保護法による保護の基準	25%未満
北海道	夕張市																○				1.1	その他(総所得(税引き前))	その他	328				(2)基準根拠「基準額の時期」平成24年4月1日	20%未満
北海道	岩見沢市															○					1.25	その他(総所得(税引き前))	その他	416				(2)基準根拠「基準額の時期」については、生活扶助基準の見直しの影響をうけないよう、「平成25年4月1日時点」としている	20%未満
北海道	網走市	○	○	○	○	○	○	○	○						○											経済的理由により、学用品等の購入が困難な者			25%未満
北海道	留萌市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3	その他(総所得(税引き前))	その他	389				課税所得等の分類は、給与収入基準額の時期は、4年前(平成25年度)	20%未満
北海道	苫小牧市															○					1.3	その他(総所得(税引き前))	前年度	350					20%未満
北海道	稚内市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○					1.3	その他	その他	385		世帯更生資金の貸付		【課税所得等の分類】給与収入(税引き前)【基準額の時期】平成25年4月1日時点有効の保護の基準	20%未満
北海道	美幌市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.15	その他	その他	382				【課税所得等の分類】給与収入(税引き前)【基準額の時期】4年前の年度	25%未満
北海道	戸別市															○					1.3	総所得(税引き前)	3年前の年度	377					20%未満
北海道	江別市		○	○	○	○				○	○					○					1.2	その他(総所得(税引き前))	その他	430				【課税所得等の分類】給与収入(税引き前)【基準額の時期】平成25年4月	25%未満
北海道	赤平市						○									○					1.5	総所得(税引き前)	当該年度	328					30%未満
北海道	紋別市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3	総所得(税引き前)	その他	414				【基準額の時期】4年前の年度	35%未満
北海道	士別市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.5	その他	当該年度	387				【課税所得等の分類】給与収入(税引き前)	25%未満
北海道	名寄市															○					1.3	その他	その他	325				課税所得等の分類:給与収入(税引き前)基準額の時期:平成24年度の基準を使用	20%未満
北海道	三笠市															○					1.3	課税所得(総所得(税引き前))	前年度	350					25%未満
北海道	根室市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.5	総所得(税引き前)	その他	378		申請理由未記入で必要書類のみ提出している者の内、基準を満たしている者		【基準額の時期】平成24年度	20%未満
北海道	千歳市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○					1.1	総所得(税引き前)	その他	296				係数(倍率):自家用車所有の場合は1.05倍基準額の時期:4年前の年度	20%未満
北海道	滝川市															○					1.3	総所得(税引き前)	前年度	360					25%未満
北海道	砂川市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○					1.3	総所得(税引き前)	その他	430				【基準額の時期】平成25年4月1日時点の生活保護基準額	25%未満

		II 平成29年度準要保護認定基準																												
①都道府県	②市町村	(1)平成29年度における準要保護認定基準																				(2)(1)でツ、タ又はチに○をした場合、係数(倍率)、基準根拠及び目安額		(3)(1)でツに○をした場合、市町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)及び目安額		(4)(1)でデに○をした場合、その他の基準の内容	(5)その他	就学援助率		
		ア.生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ.市区町村住民税の非課税	ウ.市区町村住民税の減免	エ.国民年金保険料の免除	オ.国民健康保険料の減免または徴収の猶予	カ.児童扶養手当の支給	キ.保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク.PTA会費、学費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ.個人事業税の減免	コ.固定資産税の減免	サ.学校納付金の状況や、延滞、被服等が悪い者、学用品、通学用品等に不自由している者、保護者の生活状態が極めて悪いと認められる者、	シ.経済的な理由による欠席日数が多い者	ス.保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ.生活福祉資金による貸付け	ソ.生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変動するに自動的に要件が変わるもの)	タ.生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)	チ.特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額に一定の係数を掛けたもの	ツ.市区町村税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	テ.その他	係数(倍率)	課税所得等の分類	基準額の時期	目安額(年額)	係数(倍率)				目安額(年額)	
該当団体	179	127	128	125	119	123	128	95	70	112	115	81	73	85	95	128	23	14	1	24	165	165	165	165	1	1	24	71	179	
北海道	深川市																				1.3	総所得(税引き前)	3年前の年度	370						20%未満
北海道	歌志内市	○	○	○	○	○	○			○	○										1.2	総所得(税引き前)	前年度	375			世帯更正資金の貸付			55%未満
北海道	富良野市	○	○	○	○	○	○	○													1.3	総所得(税引き前)	前年度	323						25%未満
北海道	登別市																				1.3	その他	前年度	420				【課税所得等の分類】給与収入(税引き前)		25%未満
北海道	恵庭市																				1.4	総所得(税引き前)	前年度	440						20%未満
北海道	伊達市																				1.3	課税所得	前年度	295						20%未満
北海道	北広島市																				1.3	総所得(税引き前)	その他	411			「その他教育長が特に必要と認める者」として、次に掲げる要件全てを満たす者を対象としている。 (1)世帯の構成員のいずれかが雇用保険に加入している職から失業した世帯又は病気、資金カット等の事情により収入が前年と比較して3割以上減少すると見込まれる世帯。なお、この場合、前年との比較は、認定を受けようとする月の属する年の1月から12月の収入(認定を受けようとする月が1月から3月までの場合は、その前年の1月から12月の収入)の推計(以下「推計収入」という。)とその前年の確定した収入との比較とする。 (2)推計収入が実施要綱第3条に規定する認定するための基準に満たないと認められる世帯。	(基準額の時期)平成25年4月	25%未満	
北海道	石狩市	○	○	○	○	○	○			○	○										1.4	その他	当該年度	394				【課税所得等の分類】申請者世帯の総収入額		30%未満
北海道	北斗市																				1.3	その他	前年度	325			基準根拠(課税所得等の分類)は、課税所得に、障害年金・遺族年金・雇用保険・児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当等・仕送り・養育費を加えた額		15%未満	
北海道	当別町	○	○	○	○	○	○			○	○										1.3	その他	3年前の年度	319				【課税所得等の分類】給与収入(税引き前)		20%未満
北海道	新穂津村	○	○	○	○	○	○			○	○										1.3	その他	その他	305			(2)基準根拠について 課税所得等の分類:前年収入(給与収入、公的年金収入、農業収入、雑収入などの合計額) 基準額の時期:平成24年12月末日現在に適用されている保護基準		10%未満	
北海道	松前町																				1.29	その他 総所得(税引き前)	3年前の年度	283			基準根拠(課税所得等の分類)については、給与収入。		25%未満	
北海道	福島町	○	○	○	○	○	○	○		○	○										1.3	総所得(税引き前)	当該年度	261						30%未満
北海道	知内町																				1.3	総所得(税引き前)	前年度	342						15%未満
北海道	木古内町																				1.3	課税所得	前年度	211						15%未満
北海道	七飯町																				1.3	課税所得 総所得(税引き前)	前年度	336						20%未満
北海道	鹿部町	○	○	○	○	○	○			○	○										1.3	総所得(税引き前)	前年度	351						5%未満
北海道	森町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.1	課税所得	前年度	270						20%未満
北海道	八雲町																				1.1	総所得(税引き前)	その他	316			【基準額の時期】平成25年8月の生活扶助基準見直し前の基準		10%未満	
北海道	長万部町																				1.1	総所得(税引き前)	その他	307			【基準額の時期】平成24年度の時点の基準額を使用している		15%未満	
北海道	江差町																				1.1	その他 総所得(税引き前)	その他	290			【課税所得等の分類】給与収入(税引き前) 【基準額の時期】平成25年度のものを使用		25%未満	
北海道	上ノ国町																				1.1	総所得(税引き前)	当該年度	258			【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額		20%未満	
北海道	厚沢部町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										1.2	課税所得	前年度	298						15%未満
北海道	乙部町	○																			1	課税所得 総所得(税引き前)	前年度	218						25%未満
北海道	奥尻町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	総所得(税引き前)	前年度	291						25%未満
北海道	今金町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	課税所得	前年度	232						15%未満
北海道	せたな町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.1	課税所得 その他	その他	430			【基準額の時期】当分の間、平成25年7月現在の生活保護基準に基づく。		20%未満	
北海道	島牧村																				1.35	総所得(税引き前)	前年度	394						20%未満
北海道	寿都町																				1.05	課税所得	前年度	240						30%未満
北海道	黒松内町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	課税所得	3年前の年度	246			【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額		15%未満	
北海道	蘭越町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得	当該年度	284						15%未満
北海道	ニセコ町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.1	総所得(税引き前)	前年度	250						20%未満

		Ⅲ 平成29年度準要保護就学援助額																																								
		1. 小学校の就学援助額の単価(一人当たり年間支給額)																																								
		(1)項目毎の援助額																														(2)補足事項 (1)でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容を記入。その他補足事項										
①都道府県	②市町村	学用品費									新入学児童生徒学用品費等									通学費									修学旅行費													
		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他					
該当団体	179	4	4	0	17	18	17	159	159	0	1	1	0	16	16	16	162	161	1	29	29	1	3	3	3	2	1	4	140	140	0	26	26	26	7	6	3	86				
北海道	深川市						○	12,285									○	36,540		○	0							○	19,000										・通学費:平成28年度実績なし ・学用品費:2~6年生(全体の84.6%)			
北海道	歌志内市						○	11,420									○	40,600										○	22,687													
北海道	富良野市						○	15,200									○	20,470										○	17,679											学用品費:2~6年生までの支給額 約84%		
北海道	登別市						○	11,420									○	40,600										○	21,220											・通学用品費は2~6年生のみ学用品費にまとめて支給。 1年生学用品費 11,420円 2~6年生学用品費等 13,650円(うち通学用品費2,230円) ・修学旅行費は平成28年度の実績額による。		
北海道	恵庭市						○	11,420									○	40,600										○	22,312											支給平均額は、全て平成29年度予算に計上した単価額。		
北海道	伊達市						○	11,240									○	20,470		○	0																			・通学費:自宅最寄バス停から学校までの定期代。H28年度実績およびH29年度執行見込み額なし。 ・修学旅行費:交通費、宿泊料、見学科、均一に負担すべき経費を実費支給		
北海道	北広島市	○	8,900														○	40,600										○	21,300											・通学費は援助費目にしていない。 ・学用品費、修学旅行費については29年度予算に計上した単価で記載。		
北海道	石狩市						○	11,420									○	40,600													○	21,490	19,389								修学旅行費は、平成28年度実績を入力している。	
北海道	北斗市						○	11,420									○	40,600										○	22,666													
北海道	当別町						○	11,420									○	40,600										○	20,000													
北海道	新篠津村						○	11,420									○	40,600				○	39,290	0				○	18,028												通学費:支給対象費目ではあるが、支給実績がないため。	
北海道	松前町						○	11,420									○	40,600		○	0							○	27,500												・支給平均額については平成29年度予算計上単価 ・通学費については対象費目があるが、平成29年度において対象者がいないため0円で計上	
北海道	福島町						○	11,420									○	40,600										○	23,576													
北海道	知内町						○	13,650									○	20,470										○	27,386													
北海道	木古内町						○	15,220									○	40,600											○	26,217												
北海道	七飯町						○	11,420									○	40,600										○	26,217													
北海道	鹿部町			○	11,420	11,420							○	20,470	20,470																○	24,000	24,000								通学用品費については学用品費及び新入学学用品費に含み支給	
北海道	森町						○	11,420									○	40,600										○	24,975													
北海道	八雲町						○	11,420									○	40,600										○	25,000													
北海道	長万部町						○	11,420									○	40,600												○	21,490	21,490										
北海道	江差町			○	11,420	11,420							○	40,600	40,600														○	21,490	21,490											
北海道	上ノ国町						○	11,420									○	40,600											○	21,490	21,490										通学費は該当費用なし	
北海道	厚沢部町						○	13,650									○	20,470									○	30,000														
北海道	乙部町						○	15,220									○	40,600										○	27,929													
北海道	奥尻町			○	11,420	11,420							○	40,600	40,600																											
北海道	今金町						○	26,050									○	22,900													○	55,700	55,700									
北海道	せたな町						○	11,420									○	40,600												○	20,470	20,170										
北海道	島牧村						○	15,220									○	40,600									○	14,523														
北海道	寿都町						○	15,220									○	20,470																	○	16,613						
北海道	黒松内町						○	11,420									○	40,600									○	23,000														
北海道	雨越町						○	11,420									○	40,600									○	23,601														
北海道	ニセコ町						○	11,420									○	40,600																	○	21,180						

		Ⅲ 平成29年度準要保護就学援助額																																									
		1. 小学校の就学援助額の単価(一人当たり年間支給額)																																									
		(1)項目毎の援助額																										(2)補足事項 (1)でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容を記入。その他補足事項															
①都道府県	②市町村	学用品費									新入学児童生徒学用品費等									通学費									修学旅行費														
		実費	支給 平均額	現物支給	上限額	上限の 金額	支給 平均額	一定額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物支給	上限額	上限の 金額	支給 平均額	一定額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物支給	上限額	上限の 金額	支給 平均額	一定額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物支給	上限額	上限の 金額	支給 平均額	一定額	一定の 金額	その他						
該当団体	179	4	4	0	17	18	17	159	159	0	1	1	0	16	16	16	162	161	1	29	29	1	3	3	3	2	1	4	140	140	0	26	26	26	7	6	3	86					
北海道	浦幌町							○	11,420								○	40,600										○	25,000										「修学旅行費」は29年度予算計上単価				
北海道	陸別町							○	11,420								○	40,600										○	23,500											「修学旅行費」:平成28年度実績			
北海道	釧路町							○	11,420								○	20,470										○	16,347														
北海道	厚岸町							○	11,420								○	40,600										○	24,735														
北海道	浜中町							○	11,440								○	40,600													○	27,400	27,400										
北海道	標茶町							○	13,650								○	40,600													○	21,490	21,299										
北海道	弟子屈町							○	11,420								○	40,600										○	20,000														
北海道	鶴居村							○	11,420								○	40,600										○	17,400														
北海道	白糠町							○	11,420								○	40,600										○	20,400													実費支給の支給平均額は、H29予算計上平均単価とした。	
北海道	別海町							○	11,420								○	20,470										○	23,928														
北海道	中標津町							○	11,420								○	40,600											○	21,634													
北海道	標津町							○	11,420								○	40,600											○	24,536													
北海道	羅臼町							○	11,420								○	20,470										○	30,080														修学旅行費は29年度実績で支給額が多いものを記載。

①都道府県	②市町村	2. 中学校の就学援助の額の単価(一人当たり年間支給額)																												(2) 補足事項 (1)でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容									
		(1) 費用毎の援助額																																					
		学用品費									新入学児童生徒学用品費等									通学費									修学旅行費										
		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費		支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	
該当団体	179	4	4	0	17	17	17	159	158	0	2	2	0	16	16	16	160	159	0	30	30	1	3	3	3	2	1	4	138	138	0	26	26	26	7	6	3	73	
北海道	浦幌町							○	22,320								○	47,400										○	65,000									「修学旅行費」は29年度予算計上単価	
北海道	陸別町							○	22,320								○	47,400										○	57,700									「修学旅行費」:平成28年度実績	
北海道	釧路町							○	22,320								○	23,550										○	49,537										
北海道	厚岸町							○	22,320								○	47,400										○	70,134										
北海道	浜中町							○	22,360								○	47,400												○	69,600	69,600							
北海道	標茶町							○	24,550								○	47,400											○	57,590	55,000								
北海道	弟子屈町							○	22,320								○	47,400										○	58,000										
北海道	鶴居村							○	22,320								○	47,400										○	57,250										
北海道	白糠町							○	22,320								○	47,400										○	46,750									実費支給の支給平均額は、H29予算計上平均単価とした。	
北海道	別海町							○	22,320								○	23,550										○	61,714										
北海道	中標津町							○	22,320								○	47,400										○	59,075										
北海道	標津町							○	22,320								○	47,400										○	61,695										
北海道	羅臼町							○	22,320								○	23,550										○	57,590									修学旅行費は29年度予算額を記載。	

		IV その他				
		通学用服等の学用品等の購入等に関して、保護者負担軽減策として実施している(把握している)取組			自由記載欄	
①都道府県	②市町村	ア. 特に取組を行っていない(把握していない)	イ. 取組を行っている(把握している)			
				イに○をした場合、その内容		
該当団体	179	166	13	5		13
北海道	札幌市	○				
北海道	函館市	○				
北海道	小樽市	○				
北海道	旭川市	○				
北海道	室蘭市		○	制服リサイクルを行っている学校もあり、また、制服購入費について周知を行い、購入できるように促している。		
北海道	釧路市	○			16.(3)の補足について 修学旅行費及び給食費については、学校長口座に支払のため支給日の設定をしていないので、回答対象から外している。	
北海道	帯広市	○				
北海道	北見市	○				
北海道	夕張市	○				
北海道	岩見沢市	○				
北海道	網走市	○				
北海道	留萌市	○				
北海道	苫小牧市	○				
北海道	稚内市	○				
北海道	美幌市	○				
北海道	虻川市	○				
北海道	江別市	○				
北海道	赤平市	○				
北海道	紋別市	○				
北海道	士別市		○		平成29年度入学者にかかる新入学用品費を入学前の支給(3月支給)とすることで、保護者の負担軽減を図っている。	
北海道	名寄市	○				
北海道	三笠市	○				
北海道	根室市	○				
北海道	千歳市	○				
北海道	滝川市	○				
北海道	砂川市	○				

①都道府県	②市町村	IV その他			自由記載欄
		ア. 特に取組を行っていない(把握していない)	イ. 取組を行っている(把握している)	通学用服等の学用品等の購入等に関して、保護者負担軽減策として実施している(把握している)取組	
				イに○をした場合、その内容	
該当団体	179	166	13	5	13
北海道	深川市	○			
北海道	歌志内市	○			
北海道	富良野市	○			
北海道	登別市	○			
北海道	恵庭市	○			
北海道	伊達市	○			
北海道	北広島市	○			
北海道	石狩市	○			
北海道	北斗市	○			
北海道	当別町	○			
北海道	新篠津村	○			
北海道	松前町	○			
北海道	福島町	○			
北海道	知内町		○	希望する児童へ、スキー用具のリサイクル	
北海道	木古内町	○			
北海道	七飯町	○			
北海道	鹿部町	○			・高校生までの医療費負担 ・宿泊研修事業等の補助金交付(小・中学校)
北海道	森町		○		毎年1月に保護者あての文書を学校へ送付(別添参照)し、周知徹底している。
北海道	八雲町	○			
北海道	長万部町	○			
北海道	江差町	○			
北海道	上ノ国町		○		学校、教育委員会とも相談しやすい体制を取っている(町保健師との連携等)
北海道	厚沢部町	○			
北海道	乙部町	○			
北海道	奥尻町	○			
北海道	今金町	○			
北海道	せたな町	○			
北海道	島牧村	○			
北海道	寿都町	○			
北海道	黒松内町	○			
北海道	蘭越町	○			
北海道	ニセコ町	○			

①都道府県	②市町村	IV その他				自由記載欄
		通学用服等の学用品等の購入等に関して、保護者負担軽減策として実施している(把握している)取組				
		ア. 特 に 取 組 を 行 っ て い な い (把 握 し て い な い)	イ. 取 組 を 行 っ て い る (把 握 し て い る)	イに○をした場合、その内容		
該当団体	179	166	13	5	13	
北海道	真狩村	○				
北海道	留寿都村	○				
北海道	喜茂別町	○				
北海道	京極町	○				
北海道	倶知安町	○				
北海道	共和町	○				
北海道	岩内町	○				
北海道	泊村	○				
北海道	神恵内村	○				
北海道	積丹町	○				
北海道	古平町	○				
北海道	仁木町	○				
北海道	余市町	○				
北海道	赤井川村	○				
北海道	雨幌町	○				
北海道	奈井江町	○				
北海道	上砂川町	○				
北海道	由仁町	○				
北海道	長沼町	○				
北海道	栗山町	○		希望する生徒への制服リサイクル		
北海道	月形町	○				
北海道	浦臼町	○				
北海道	新十津川町	○				
北海道	妹背牛町	○				
北海道	秩父別町	○				
北海道	雨竜町	○				
北海道	北竜町	○				
北海道	沼田町	○			認定の際に、地域の民生委員の意見聴取を行い、生活実態の把握に努めている	
北海道	鷹栖町	○				
北海道	東神楽町	○				
北海道	当麻町	○			・小・中学生に対する医療費助成 ・小・中学生修学旅行費全額助成 ・高校生就学経費助成(一人あたり一律50,000円/年)	
北海道	比布町	○			本制度を有効活用していただくために、町内無線放送、広報紙、学校から生徒への配付等で周知。	
北海道	豊別町	○				
北海道	上川町	○				
北海道	東川町	○		中学校入学時に指定ジャージセット(上下、短パン)を支給	・小学生 漢字検定5級、中学生 漢字検定3級・英語検定3級の検定料助成 ・中学生まで医療費無料	
北海道	美瑛町	○		新1年生に対して、町が学用品やジャージ・制服を年度初めに支給している。		

①都道府県	②市町村	IV その他			自由記載欄
		通学用服等の学用品等の購入等に関して、保護者負担軽減策として実施している(把握している)取組			
		ア. 特 に 取 組 を 行 っ て い る (把 握 し て い る)	イ. 取 組 を 行 っ て い る (把 握 し て い る)	イに○をした場合、その内容	
該当団体	179	166	13	5	13
北海道	上富良野町	○			
北海道	中富良野町	○			
北海道	南富良野町	○			
北海道	占冠村	○			
北海道	和寒町	○			
北海道	剣淵町	○			
北海道	下川町	○			
北海道	美深町	○			
北海道	音威子府村	○			
北海道	中川町	○			
北海道	幌加内町	○			
北海道	増毛町	○			
北海道	小平町	○			
北海道	吉前町	○			
北海道	羽幌町	○			
北海道	初山別村	○			
北海道	遠別町		○		補助教材購入補助
北海道	天塩町	○			
北海道	猿払村	○			
北海道	浜頓別町	○			
北海道	中頓別町	○			
北海道	枝幸町	○			
北海道	豊富町	○			
北海道	礼文町	○			
北海道	利尻町	○			
北海道	利尻富士町	○			
北海道	幌延町	○			
北海道	美幌町	○			
北海道	津別町	○			
北海道	斜里町	○			
北海道	清里町	○			
北海道	小清水町	○			
北海道	訓子府町	○			
北海道	置戸町	○			

①都道府県	②市町村	IV その他				自由記載欄
		通学用服等の学用品等の購入等に関して、保護者負担軽減策として実施している(把握している)取組				
		ア. 特に取組を行っていない(把握していない)	イ. 取組を行っている(把握している)	イに○をした場合、その内容		
該当団体	179	166	13	5	13	
北海道	佐呂間町	○				
北海道	遠軽町	○				
北海道	湧別町	○				
北海道	滝上町	○				
北海道	興部町	○				
北海道	西興部村	○				
北海道	雄武町	○				
北海道	大空町	○				
北海道	豊浦町	○				
北海道	社管町	○				
北海道	白老町	○				
北海道	厚真町	○				
北海道	洞爺湖町	○				
北海道	安平町	○				
北海道	むかわ町	○				
北海道	日高町	○				
北海道	平取町	○				
北海道	新冠町	○				
北海道	浦河町	○				
北海道	様似町	○				
北海道	えりも町	○				
北海道	新ひだか町	○				
北海道	音更町	○				
北海道	士幌町	○				
北海道	上士幌町	○				
北海道	鹿追町	○				
北海道	新得町	○				
北海道	清水町	○				
北海道	芽室町	○				
北海道	中札内村	○				
北海道	更別村	○				
北海道	大樹町	○				
北海道	広尾町	○				
北海道	幕別町		○		中学校修学旅行費支援事業、中学生までの医療費無料	
北海道	池田町	○				
北海道	豊頃町	○				
北海道	本別町	○				
北海道	足寄町	○				

①都道府県	②市町村	IV その他			自由記載欄
		ア. 特に取組を行っていない(把握していない)	イ. 取組を行っている(把握している)	通学用服等の学用品等の購入等に関して、保護者負担軽減策として実施している(把握している)取組	
				イに○をした場合、その内容	
該当団体	179	166	13	5	13
北海道	浦幌町	○			
北海道	陸別町	○			
北海道	釧路町	○			
北海道	厚岸町	○			
北海道	浜中町	○			
北海道	標茶町	○			
北海道	弟子屈町		○		父母負担軽減するため、1人あたり2,100円を扶助している
北海道	鶴居村	○			
北海道	白糠町	○			
北海道	別海町	○			
北海道	中標津町		○		保護者が学校に納める教材費等について、保護者負担軽減を行っている。
北海道	標津町	○			
北海道	羅臼町	○			